



## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

### 1 被処分者

住 所 長野県小諸市大字滋野甲680番地13  
名 称 株式会社 土屋興業  
代表取締役 土屋 貴裕

### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 命令書交付日

令和3年8月26日

### 4 処分の理由

被処分者の株主は、平成31年4月24日付けで長野地方裁判所から禁錮以上の刑に処せられた。

このことにより、この者が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、当該法人が法第14条第5項第2号ニに該当するため(法第14条の3の2第1項第4号該当)。

環境部資源循環推進課 廃棄物審査係  
(課長) 滝沢 朝行 (担当) 宮澤 直登  
電話 : 026-235-7164 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2826  
FAX : 026-235-7259  
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp